第一種奨学金と「授業料後払い」制度の比較

第一種奨学金

「授業料後払い」制度

こんな方におすすめ!

- ・授業料よりも、月々の生活費を手厚 く支援してほしい方
- ・人的保証や、定額返還方式を利用したい方

こんな方におすすめ!

- ・授業料を支払うためのまとまった資金を 用意することが難しい方
- ・所得が低い間や将来子どもが生まれた際に、できるだけ返還月額を低くしたい方

~在学中の支援内容~

月々の振込額

50,000円 または 88.000円



年間の振込総額(例)

600,000_円 ~ 1,056,000_円

授業料の貸与

【国·公立】 最大535,800円/年 【私立】 最大776,000円/年

生活費の貸与

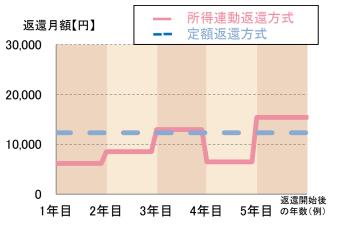
20,000円 または 40,000円

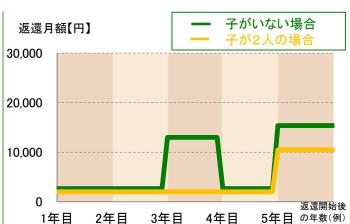
年間の振込総額(例)

【国·公立】_{年間最大} 1,015,800円 【私立】 _{年間最大} 1,256,000円

- ・「授業料後払い」制度では、授業料相当額は、 実際の授業料に応じた額を学校が指定します。実際の授業料や 授業料減免等により、振込額がこれより少なくなることがあります。
- ・保証料相当額が差し引かれ振り込まれます。 最終的に返還が必要な額はこれよりも大きくなります。

~貸与終了後の返還~





- ※定額返還方式の返還月額は、88,000円を2年間貸与した場合を想定
- ※年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定 (所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)
- ※「授業料後払い」制度においても、博士課程に進学した場合等には返還期限猶予(在学猶予)の利用が可能です。